

令和元年9月18日

令和元年広島県議会9月定例会議案（その1）

広島県

令和元年広島県議会 9 月定例会議案目次 (その 1)

県第77号	令和元年度広島県一般会計補正予算 (第 2 号)	1
県第78号	令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算 (第 1 号)	7
県第79号	令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	10

県第77号議案

令和元年度広島県一般会計補正予算（第2号）

令和元年度広島県一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 14,581,865千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,069,976,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和元年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		6,182,955	138,696	6,321,651
	1 分担金	496,042	25,700	521,742
	2 負担金	5,686,913	112,996	5,799,909
9 国庫支出金		141,882,125	2,818,988	144,701,113
	1 国庫負担金	97,368,445	2,229,318	99,597,763
	2 国庫補助金	40,846,524	589,670	41,436,194
12 繰入金		38,771,141	8,672	38,779,813
	2 基金繰入金	38,402,853	8,672	38,411,525
13 繰越金		1	4,522,309	4,522,310
	1 繰越金	1	4,522,309	4,522,310
15 県債		140,388,300	7,093,200	147,481,500
	1 県債	140,388,300	7,093,200	147,481,500
歳 入 合 計		1,055,394,992	14,581,865	1,069,976,857

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		56,933,642	3,822,925	60,756,567
	1 総務管理費	29,473,390	3,788,367	33,261,757
	6 防災費	1,650,388	34,558	1,684,946
6 農林水産業費		28,044,829	1,219,906	29,264,735
	3 水産業費	2,380,564	364,223	2,744,787
	4 農地費	7,342,206	782,275	8,124,481
	5 林業費	10,324,308	73,408	10,397,716
8 土木費		101,003,585	8,988,047	109,991,632
	2 道路橋梁費	40,655,268	3,826,683	44,481,951
	3 河川海岸費	33,891,043	3,453,300	37,344,343
	4 港湾費	8,610,396	622,900	9,233,296
	5 都市計画費	5,763,538	1,059,263	6,822,801
	7 空港費	1,137,676	25,901	1,163,577
11 災害復旧費		56,109,697	550,987	56,660,684
	1 農林水産施設災害復旧費	11,658,986	515,000	12,173,986
	3 公共施設災害復旧費	62,232	35,987	98,219
歳 出 合 計		1,055,394,992	14,581,865	1,069,976,857

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費			785,427
	4 農地費		105,000
		溜池等整備事業費	105,000
	5 林業費		680,427
		治山施設維持修繕費	172,826
		山地治山事業費	269,220
		治山激甚災害対策特別緊急事業費	238,381
8 土木費		1,052,000	
	3 河川海岸費		1,052,000
		河川改修費	27,000
		砂防激甚災害対策特別事業費	1,025,000
合計			1,837,427

第3表 債務負担行為補正

(追加及び変更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島県防災情報メールシステム再構築事業	—	—	令和2年度	6,604
県有地信託事業	—	—	令和元年度から 令和2年度まで	7,313,048
建設技術者等緊急雇用助成事業	—	—	令和2年度	22,800
河川事業(単独)	令和2年度	400,000	令和2年度	500,000
河道浚渫事業	令和2年度	300,000	令和2年度	1,300,000

第4表 地方債補正

(変更)

(単位：千円、%)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
一般公共事業	28,291,100	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。	30,978,700	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。) 限度額のうち、全部又は一部の起債を翌年度以降に繰り延べることができる。	8.5以内	借入先の融資条件の定めるところによる。
単独災害復旧事業	167,000	同上	同上	同上	717,900	証書借入及び証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	同上	同上
合併特例事業	1,057,000	同上	同上	同上	1,389,300	同上	同上	同上
防災対策事業	13,871,100	同上	同上	同上	17,085,300	同上	同上	同上
地方道路等整備事業	12,283,500	同上	同上	同上	12,591,700	同上	同上	同上
合計	140,388,300				147,481,500			

県第78号議案

令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）

令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称等）

第1条 「平成31年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算」の名称を「令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算」とする。

2 令和元年度広島県高等学校等奨学金特別会計予算中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 108,168千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 370,797千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 高等学校等奨学金収入		262,629	108,168	370,797
	1 繰越金	2,623	107,819	110,442
	2 諸収入	260,006	349	260,355
歳 入 合 計		262,629	108,168	370,797

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 高等学校等奨学金		262,629	108,168	370,797
	1 高等学校等奨学金	262,629	108,168	370,797
歳 出 合 計		262,629	108,168	370,797

県第79号議案

令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和元年度広島県流域下水道事業会計補正予算（第1号）は、次条以下に定めるところによる。

（予算の名称等）

第2条 「平成31年度広島県流域下水道事業会計予算」の名称を「令和元年度広島県流域下水道事業会計予算」とする。

2 令和元年度広島県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）中の平成31年度以降の元号表示を「令和」とする。

（業務の予定量の補正）

第3条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 建設改良事業			
太田川流域下水道建設事業	785,000 千円	273,900 千円	1,058,900 千円
芦田川流域下水道建設事業	1,000,000 千円	774,000 千円	1,774,000 千円
沼田川流域下水道建設事業	1,183,200 千円	223,600 千円	1,406,800 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 99,085千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額99,085千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
収 入			
第1款 資本的収入	4,435,647 千円	1,271,406 千円	5,707,053 千円
第1項 企業債	726,000 千円	341,300 千円	1,067,300 千円
第3項 補助金	2,807,834 千円	649,113 千円	3,456,947 千円
第4項 工事負担金	618,559 千円	280,993 千円	899,552 千円
支 出			
第1款 資本的支出	4,534,638 千円	1,271,500 千円	5,806,138 千円
第1項 建設改良費	2,968,200 千円	1,271,500 千円	4,239,700 千円

（企業債の補正）

第5条 予算第6条列記中限度額「726,000千円」を「1,067,300千円」に改める。

令和元年9月18日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦